



TEL 082-227-3331 FAX 082-227-3453 〒730-0005 広島市中区西白島町 17-18

労働保険事務組合 鯉城経営者協会

ホームページ <http://www.yoshidaroumu.com> E-mail yr@yoshidaroumu.com

平成 30 年 10 月 1 日より

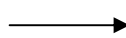
広島県最低賃金が改正されます！

1時間当たり 26 円上がりました。お気を付け下さい！

平成 30 年 9 月 30 日まで

平成 30 年 10 月 1 日より

時間額 818 円



時間額 844 円

最低賃金に参入しない賃金

①精皆勤手当、通勤手当、家族手当

②時間外、休日および深夜の割増賃金

③臨時に支払われる賃金および1か月を超える期間ごとに支払われる賃金

労働保険事務組合 鯉城経営者協会からのお知らせ

労働保険は労災保険と雇用保険の総称で、働く人が労働災害や失業といった不測の事故に遭ったとき必要な保険給付を行うなど、職場の皆さんが安心して働けるように作られた保険制度です。

正社員、パート、アルバイトなど労働者を1人でも雇用する事業主はすべて加入が義務付けられていますが、国の「労働保険未手続事業一掃対策」により、再三の加入勧奨を行っても労働保険に加入しない事業主は、職権による強制加入手続きが行われることがあります。また、労災事故が未加入中に発生して労災給付が行われた場合、労働保険料をさかのぼって納めるほかに、労災給付に要した費用についても徴収されることとなります。

まだ手続きをされていない事業主の方は、早急に手続きが必要です。

ひとりでも労働者を雇ったら、

労働保険に入る義務があります！

事務所だよりをメールおよびFAXでお送りしておりますが、今後メールでの受け取りをご希望の方は、下記の用紙にメールアドレスを記入の上、担当者へ直接お渡し頂くか、当事務所までFAXでお送りください。

貴社名

お役職・お名前

メールアドレス